

評議員手当等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖和学園（以下「本法人」という。）の評議員の手当等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手当等の支給)

第2条 評議員に対しては、別表のとおり手当および交通費を支給する。ただし、理事を兼務する評議員および教職員である評議員には支給しない。

2 手当は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 手当は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(手当等の支給方法)

第3条 評議員に対する手当の支給の時期は、12月20日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 交通費は、評議員会当日に支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

(疑義の解明)

第5条 この規程の適用に疑義が生じたときには、理事長がこれを決定する。

附 則

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区 分	金額（年額）	摘 要
手 当	40,000 円	理事を兼務する評議員および教職員である評議員は除く。
交通費	実 費	常勤の理事を兼務する評議員は除く。同日開催の理事会に出席した理事を兼務する評議員には、重複支給しない。